

FP部門賞

長尾 義弘 先生（東京都） 「仕事を続けながら介護を する人を応援する保険」

親族が要介護認定されると、その契約者である子どもが保険金を受け取ることができる。ただし、保険金の受け取り条件は就労が条件。という変わった要件が入ってくる。離職を防ぐのだから、離職をすると保険金の支給が終わってしまうか、減額された一時金を受け取ることができる。付帯サービスは、介護離職相談などのNPOとの連携による相談サービス。介護についてのセミナーなど。サポートを充実した付帯サービスを付けることができる。

このアイデアの狙い

年間10万人の人が介護を理由に離職しています。しかし、介護離職というのは共倒れになる危険性を孕んでいます。また、自分の老後資金を貯めることができないし、年金も少なくなり、自分の老後破綻を招く可能性もあります。そこで、介護離職をしないための保険です。介護のために優秀な社員がやめていくのは、企業にとっても本人にとってもマイナスになります。企業が社員のために備える保険という位置づけもできると考えます。

主要ターゲット

厚生労働省「雇用動向調査」によると、男性は50～54歳が多く、女性は60～64歳が最も多くなっています。ただ40代の介護離職もあるので、それに備えます。企業が優秀な人材が、介護離職によって退職をするというリスクを回避する保険なので、団体保険のような感じでの販売ができればと考えます。つまり、人材確保のための保険になります。

保険料など

【保険料と保険金額】

保険期間を65歳に設定することで、保険料を安めにできるのでは？
保険金額は、要介護になった場合には毎月2～3万円。
保険料は、年齢により月額1000円～3000円
やむを得ず介護離職した場合には、減額をした一時金を給付

【保険金受取り】

親族が要介護2以上。保険期間：65歳